

件名	愛媛県個人情報保護条例の一部を改正する条例
主管課	県民活動推進課
根拠法令等	
<p>【改正の概要】</p> <p>1 実施機関の追加 公安委員会及び警察本部長を個人情報保護制度の実施機関に加える。</p> <p>2 個人情報取扱原則の例外規定 公安委員会及び警察本部長が実施機関に加わることに伴い、警察業務の特殊性や全国的斉一性の確保に配慮し、一定の例外規定を設ける。</p> <p>(1) 個人情報取扱事務の登録及び閲覧 刑事法執行事務は、秘匿性が高いことから、適用除外とする。</p> <p>(2) 収集の制限 「本人収集の原則」及び「思想・信条等に関する個人情報の収集禁止の原則」は、刑事法執行事務等を目的として個人情報を収集するときは、収集の制限の例外事項とする。</p> <p>(3) 利用及び提供の制限 刑事法執行事務等を目的として個人情報を収集するときは、例外事項とする。</p> <p>(4) オンライン結合による提供の制限 刑事法執行事務等を目的としてオンライン結合による個人情報を提供するときは、例外事項とする。</p> <p>3 個人情報の開示義務等の例外規定 公安委員会及び警察本部長が実施機関に加わることに伴い、非開示情報を追加する。</p> <p>(1) 開示請求者以外の個人に関する情報 情報公開条例の規定に合わせて、公務員等の権利利益を不当に害するおそれがあるものとして公安委員会規則で定める職にある警察職員の職、氏名及び職務内容を、非開示情報とする。</p> <p>(2) 公共の安全等に関する情報 情報公開条例の規定に合わせて非開示情報を追加する。 「犯罪の予防又は捜査」「犯罪の予防、鎮圧又は捜査、公訴の維持、刑の執行」</p> <p>4 その他 個人情報保護法制の整備に伴い、国や他県等において、個人情報保護のための必要な措置が確保され、個人の権利利益を侵害するおそれがないと考えられることから、県の実施機関から国、他の地方公共団体等へのオンライン結合による個人情報の提供を認める。</p>	
施行日	平成 18 年 4 月 1 日
<p>【その他参考事項】</p> <p>オンライン結合</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 通信回線による電子計算機その他の情報機器の結合 	